

## 各県条例制定内容

	群馬県 (R3. 4. 1施行)	岐阜県 (R3. 4. 1施行)	福井県 (R3. 4. 1施行)	山口県 (R3. 4. 1施行)	その他参考
前文	<p>県民の生命、身体及び財産の安全は、県民生活の全ての基礎であり、誰もが安心して暮らせる犯罪のない社会の実現は、全ての県民の願いである。</p> <p>しかしながら、多くの方々が思いもよらず、ある日突然、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族となっている。犯罪被害者等の苦しみは、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害も平穏な生活を取り戻す障壁となっている。</p> <p>また、被害者の属性や被害の態様によっては、自ら被害を訴えることが困難で、そのために支援の手が行き届いていない方々が存在している。</p> <p>このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会で再び安心して日常生活を営むことができるようにするためには、関係するものが相互に連携協力し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かい支援を途切れなく提供するとともに、県民や事業者等の周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、社会全体で支えていくことが必要である。</p> <p>こうした認識のもと、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添う社会を目指して、この条例を制定する。</p>				
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定める。</li> <li>・県、県民、事業者、市町村及び民間支援団体の責務及び役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定める。</li> <li>・犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定める。</li> <li>・県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定める。</li> <li>・犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定める。</li> <li>・県、県民、事業者および民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定める。</li> <li>・犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復または軽減および犯罪被害者等の生活再建を図ることを目的とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等支援について、基本理念を定める。</li> <li>・県、県民及び事業者の責務並びに民間犯罪被害者等支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定める。</li> <li>・犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</li> </ul>	
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪等</li> <li>・犯罪被害者等</li> <li>・二次被害</li> <li>・犯罪被害者等支援</li> <li>・民間支援団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪等</li> <li>・犯罪被害者等</li> <li>・二次的被害</li> <li>・再被害</li> <li>・犯罪被害者等支援</li> <li>・民間支援団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪等</li> <li>・犯罪被害者等</li> <li>・二次被害</li> <li>・再被害</li> <li>・犯罪被害者等支援</li> <li>・民間支援団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪等</li> <li>・犯罪被害者等</li> <li>・二次的被害</li> <li>・犯罪被害者等支援</li> <li>・民間支援団体</li> </ul>	

各県条例制定内容

	群馬県 (R3. 4. 1施行)	岐阜県 (R3. 4. 1施行)	福井県 (R3. 4. 1施行)	山口県 (R3. 4. 1施行)	その他参考
基本理念	<p>犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。</p> <p>2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮して行われなければならない。</p> <p>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。</p> <p>4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものが相互に連携し、及び協力して行われなければならない。</p>	<p>犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。</p> <p>2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。</p> <p>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。</p> <p>4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。</p>	<p>犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。</p> <p>一 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。</p> <p>二 犯罪被害者等が受けた被害の状況および原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害および二次被害が生じることのないよう十分配慮されること。</p> <p>三 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。</p> <p>四 国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携および協力の下で行われること。</p>	<p>犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として、推進されなければならない。</p> <p>2 犯罪被害者等支援は、犯罪等による直接的な被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。</p> <p>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。</p> <p>4 犯罪被害者等支援は、県、市町、民間犯罪被害者等支援団体その他の関係者相互間の連携を図りながら推進されなければならない。</p>	<p>犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。</p> <p>2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて適切に推進されなければならない。</p> <p>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。（三重県）</p>
県の責務	<p>県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものとの適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。</p> <p>3 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するに当たり、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮し、これを防止するよう努めるものとする。</p>	<p>県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものとの適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。</p> <p>2 県は、市町村が総合的かつ計画的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。</p>	<p>県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町、県民、事業者および民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、市町が犯罪被害者等支援に関する施策を実施するために必要な情報の提供および助言その他支援を行うものとする。</p>	<p>県は、前条に規定する犯罪被害者等支援についての基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>	
県民の役割（責務）	<p>（役割）</p> <p>県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>（責務）</p> <p>県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>（責務）</p> <p>県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>（責務）</p> <p>県民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての理解を深め、二次的被害が生じないように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>2 県民は、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	

各県条例制定内容

	群馬県 (R3. 4. 1施行)	岐阜県 (R3. 4. 1施行)	福井県 (R3. 4. 1施行)	山口県 (R3. 4. 1施行)	その他参考
事業者の役割 (責務)	(役割) 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行うほか、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	(責務) 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対し必要な支援を行い、及び県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。	(責務) 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。 2 事業者は、その雇用する犯罪被害者等の就労に関し必要な配慮を行うよう努めるものとする。	(責務) 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての理解を深め、犯罪被害者等の労働環境の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、その事業活動を行うに当たって、二次的被害が生じないように配慮するよう努めるものとする。 2 事業者は、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	(責務) 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動において犯罪被害者等に二次的被害が生じることがないように十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について十分に配慮するよう努めなければならない。(岐阜市)
市町村の役割 (責務)	(役割) 市町村は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その施策を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、住民に対して必要な支援を行うほか、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。				(役割) 市町村は、地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。 2 県は、市町村が犯罪被害者等の支援を行うために必要な情報の提供及び助言その他の協力を行うものとする。(大分県)
連携協力 (市町村との)		県は、犯罪被害者等支援に関する施策の実施に当たっては、市町村と相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。		県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。	
民間支援団体の役割 (責務)	(役割) 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等支援を行うに当たっては、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	(責務) 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。	(責務) 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的知識および経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	(役割) 民間犯罪被害者等支援団体は、その専門的知識及び経験を活用して犯罪被害者等支援を行うよう努めることにより、犯罪被害者等支援の推進に積極的な役割を果たすものとする。 2 民間犯罪被害者等支援団体は、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	

各県条例制定内容

	群馬県 (R3. 4. 1施行)	岐阜県 (R3. 4. 1施行)	福井県 (R3. 4. 1施行)	山口県 (R3. 4. 1施行)	その他参考
指針・計画等	<p>知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画（次項において「基本計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 犯罪被害者等支援に関する基本方針</p> <p>二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策</p> <p>三 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項</p>	<p>県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 犯罪被害者等支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 犯罪被害者等支援に関する基本方針</p> <p>二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項</p> <p>3 県は、犯罪被害者等支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を聴くものとする。</p> <p>4 県は、犯罪被害者等支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、犯罪被害者等支援計画の変更について準用する。</p>	<p>県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 支援計画には、犯罪被害者等支援に関する具体的施策その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3 県は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 県は、支援計画を定め、または変更したときは、これを公表するものとする。</p>	<p>知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 推進計画は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3 知事は、推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。</p>	
総合的な支援体制の整備	<p>県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと相互に連携し、及び協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。</p>	<p>県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと相互に連携し、及び協力して、総合的な犯罪被害者等支援の体制を整備するものとする。</p>	<p>県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、および相互に協力して犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための総合的な支援体制を整備するものとする。</p> <p>2 県は、前項の支援体制を整備するに当たっては、犯罪被害者等が国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者のいずれに支援を求めた場合においても、必要な支援を途切れることなく受けられることができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>県は、市町及び民間犯罪被害者等支援団体等と連携しつつ、犯罪被害者等支援に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。</p>	<p>県は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置し、犯罪被害者等支援に関係する部局等が連携し、相互に協力して適切な支援を実施するものとする。</p> <p>2 県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。</p> <p>3 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、必要な緊急の支援を実施するものとする。（長崎県）</p>
財政上の措置	<p>県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	
相談及び情報の提供	<p>県は、犯罪被害者等のための相談窓口を設置して、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している法律問題その他の問題に係る相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県は、犯罪被害者等が早期に日常生活または社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。</p>	

各県条例制定内容

	群馬県 (R3. 4. 1施行)	岐阜県 (R3. 4. 1施行)	福井県 (R3. 4. 1施行)	山口県 (R3. 4. 1施行)	その他参考
日常生活の支援		県は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、民間支援団体等と連携し、及び協力し、病院等への付添いその他の必要な施策を講ずるものとする。			
心身に受けた影響からの回復	<p>県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 犯罪被害者等が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは、前項の施策に協力する当該犯罪被害者等の養育、養護、教育、福祉等に関係する者は、当該犯罪被害者等が心身に受けた影響及び心身の状況を適切に理解し、その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。</p> <p>3 前項の場合において、犯罪被害者等支援を行うものは、当該犯罪被害者等の養育、養護、教育、福祉等に関係する者と連携し、及び協力して支援を行うものとする。</p>	<p>県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復し、安心して日常生活を営むことができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>	
安全の確保	<p>県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県は、犯罪被害者等が再被害および二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導および助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。</p>	
居住の安定	<p>県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等について居住の安定を図り、並びに更なる犯罪等による被害及び二次被害を受けることを防止するため、県営住宅（群馬県県営住宅管理条例（昭和35年群馬県条例第32号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、ならびに再被害および二次被害を防止するため、県営住宅（福井県県営住宅条例（平成九年福井県条例第三号）第二条第一項第一号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、住居に関する情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。</p>	

各県条例制定内容

	群馬県 (R3. 4. 1施行)	岐阜県 (R3. 4. 1施行)	福井県 (R3. 4. 1施行)	山口県 (R3. 4. 1施行)	その他参考
雇用の安定	県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性に関する事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、及び二次的被害を防止するため、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備および改善等の犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、啓発その他必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての啓発活動等必要な施策を講ずるものとする。	
経済的負担の軽減	県は、犯罪等による被害又は二次被害に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供および助言その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言等必要な施策を講ずるものとする。	
大規模（広域的な）実施事例	県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整え、必要な支援を行うものとする。	県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し、市町村の区域を超えた広域的な犯罪被害者等支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係団体と連携し、及び協力して、当該事案に対応するための態勢を整備し、必要な犯罪被害者等支援を行うものとする。			県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及び市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、当該事案の発生直後における情報の提供、病院等への付添い、精神的な不安の軽減その他の必要な緊急支援を実施するものとする。（神奈川県）
県内に住所を有しない者等	県は、県内に住所を有しない、又は居住していない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、民間支援団体その他関係機関と連携して、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。 2 前項の施策は、当該犯罪被害者等が住所を有し、又は居住する都道府県及び当該都道府県に所在する民間支援団体と連携して講ずるものとする。				

各県条例制定内容

	群馬県 (R3. 4. 1施行)	岐阜県 (R3. 4. 1施行)	福井県 (R3. 4. 1施行)	山口県 (R3. 4. 1施行)	その他参考
県民理解の増進	県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について県民の理解を深めるため、広報、啓発 その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性および二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。		
教育校の実施等	県は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。	県は、学校の設置者と連携し、児童、生徒等が犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について理解を深めるための教育の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。			県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。(三重県)
人材の育成等	県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、県及び市町村の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものに対し、研修の実施その他の必要な措置を講じ、犯罪被害者等支援を担う人材の育成に努めるものとする。	県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等の犯罪被害者等支援を担う者(以下「支援従事者」という。)を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等の犯罪被害者等支援を担う人材(以下「支援従事者」という。)を養成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。	
支援従事者に対する支援	県は、支援に従事する者が犯罪被害者等支援を行うに当たって犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援に従事する者に対する相談、支援その他の必要な施策を講ずるものとする。				県は、支援従事者が犯罪被害者等の支援を行う過程において犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。(山形県)
民間支援団体に関する支援	県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供および助言その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、民間犯罪被害者等支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言等必要な施策を講ずるものとする。	県は、民間団体に対し、その活動を促進するため、活動場所の提供、被害者等の支援に関する知識又は技術の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。(宮城県)
刑事に関する進捗状況に関する情報提供		県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。			県は、犯罪被害者等が受けた被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。(青森県)

各県条例制定内容

	群馬県 (R3. 4. 1施行)	岐阜県 (R3. 4. 1施行)	福井県 (R3. 4. 1施行)	山口県 (R3. 4. 1施行)	その他参考
保護、捜査、公判等の過程における配慮等		県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員等の配置、必要な施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等の保護または犯罪被害者等が受けた被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分に配慮し、犯罪被害者等の負担を軽減することができるよう、専門的知識または技能を有する職員の配置、必要な施設の整備 その他の必要な施策を講ずるものとする。		
適切な情報管理の		県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も、同様とする。	県は、支援従事者に対し、犯罪被害者等およびその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。		
犯罪被害理解促進期間				県民の間に広く犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、二次的被害の防止に関する意識を高めるため、犯罪被害理解促進期間を設ける。 2 犯罪被害理解促進期間は、毎年1月25日から同年12月1日までとする。 3 県は、犯罪被害理解促進期間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。	
実施状況の公表			県は、毎年度、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。		